

**第2項先進医療の新規共同実施(1月受付分)に対する
事前評価結果等について**

先 - 3
24. 3. 16

整理 番号	技術名	適応症等	先進医療費用※ (委託に係る費用を含む 自己負担分)	事前評価		その他 (事務的対応等)
				担当構成員 (敬称略)	総評	
004	〈先進医療告示91〉 急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成 を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存 病変(MRD)量の測定	(1)小児および成人の急性リンパ性白血病(ALL) (2)小児および成人の非ホジキンリンパ腫(NHL)で、 初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ 腫とバーキットリンパ腫	患者一人あたり 9万4千円	渡邊 清明	適	別紙4

※1 典型的な1症例に要する費用として届出医療機関が記載した額。
 ※2 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

- 「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
- 「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

